

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この各種学校は、名古屋 YWCA 学院日本語学校（以下「本校」という）という。

(位 置)

第 2 条 本校は、名古屋市中区新栄町 2 丁目 3 番地におく。

(目 的)

第 3 条 本校は、ともに生きる世界の実現のため、国際的な人的交流ならびに相互理解を進め、日本語と日本社会・文化の学びを通して、学生の自己実現に寄与することを目的とする。

(学科・修業年限等)

第 4 条 学科名、課程名、区分、修業年限、入学時期、目標とする日本語能力、収容定員は、次のとおりとする。

学 科 名	課程名	区分	修業 年限	入学 時期	目標とする 日本語能力	収容 定員	
日本語科	日本語・ 日本文化理解 1 年課程	昼間 一部 二部	1 年	4 月	B1	4 0 名	
				10 月	B1	2 6 名	
	就職準備のための 日本語 1 年課程		1 年	4 月	B2	2 0 名	
				10 月	B2	1 4 名	
合 計						1 0 0 名	

第 2 章 学年、学期及び休業

(学 年)

第 5 条 学年は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わるものと、10 月 1 日に始まり翌年

9月30日に終わるものとする。

(学 期)

第6条 学期は次のとおりとする

(1) 4月入学の者

第1学期 4月1日から 9月30日まで

第2学期 10月1日から 翌年3月31日まで

(2) 10月入学の者

第1学期 10月1日から 翌年3月31日まで

第2学期 4月1日から 9月30日まで

(休業日)

第7条 休業日は次のとおりにする。ただし、校長は、必要があると認めた場合には休業日を変更することができる。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 土曜日、日曜日

(3) 夏季 8月1日から 8月31日まで

(4) 冬季 12月24日から 1月7日まで

(5) 4月入学の者 秋季 10月1日から10月14日まで

10月入学の者 春季 3月25日から4月5日まで

第3章 教育課程及び授業日時数

(教育課程、授業日数)

第8条 教育課程及び授業日時数は、別表のとおりとする。

2. 始業及び終業の時刻は、午前9時から午後12時35分まで（昼間一部）、及び午後1時30分から午後5時5分まで（昼間二部）とする。

1単位時間は、50分とする。

第4章 教育課程の学習評価、修了の認定

(学習評価・進級)

第9条 単元テスト・パフォーマンステスト・期末テストの結果及び平常点をもとに、

科目ごとに総合成績を出す。総合成績はA＋・A・B・C・Dの5段階で示す。科目「特別活動」は合格か不合格で評価する。出席率80%以上、成績が全科目C判定以上、科目「特別活動」については合格であった場合、進級を認める。1科目でもD判定がある場合は追試を実施し、一定基準の点数を修めた場合、C判定の成績を付与する。

（修了の認定）

第10条 校長は次の項目を満たした者に、修了を認定する。

- （1） 課程の最終日まで在籍していること。
- （2） 期末テストを受験していること。
- （3） 課程全体の出席率が80%以上であること。
- （4） 成績が全科目C判定以上であること。ただし科目「特別活動」については合格判定であること。
- （5） 授業料を完納していること。

（卒業証書の授与）

第11条 校長は第10条を満たした者に、卒業証書を授与する。

第5章 入学、退学、転学及び休学

（入学資格）

第12条 次の項目を満たした者に、入学資格を認める。

- （1） 学校教育における12年以上の課程を修了した者、また校長がこれと同等以上の学力があると認めた者。
- （2） 入学選考試験に合格した者。

（入学手続き）

第13条 本校への入学手続きは、次のとおりとする。

- （1） 本校に入学しようとする者は、本校が定める入学願書、その他必要な書類に、入学検定料を添えて、指定期日までに提出しなければならない。
- （2） 前号の手続きを完了した者に対して、校長が入学許可証を発行する。
- （3） 本校への入学を許可された者は、指定期日までに所定の納付金を添えて、入学手続きを行わなければならない。

- (4) 前号に定める手続きが所定の期日までに行われない場合、入学の許可を取り消すことがある。

(編入)

第14条 本校が設置する他課程に編入しようとする者は、校長にその旨を申し出なければならない。校長、本務等教員で構成される認定会議で認められた場合、編入が許可される。

(退学及び転学)

第15条 退学又は転学しようとするときは、その理由を付して経費支弁者連署の上、校長の許可を得なければならない。

(休学及び復学)

第16条 学生が疾病その他やむを得ない理由により休学しようとする場合、その事由及び休学の期間を記載した休学届に診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を得なければならない。

2. 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出、許可を得て復学することができる。

第6章 教育員組織

(教職員組織)

第17条 教職員組織は、次のとおりとする。

- | | |
|------------|--------------------------------------|
| (1)校 長 | 1人(校長が非常勤の場合、副校長を置く) |
| (2)教 員 | 5人以上(うち本務等教員を3人以上とする。本務等教員には主任教員を含む) |
| (3)生活指導担当者 | 1人以上(うち本務を1人以上とし、本務等教員が兼務できるものとする) |
| (4)事務職員 | 2人以上(うち本務を1人以上とする) |

2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。

第7章 学生納付金

(学生納付金)

第18条 課程の学生納付金は次のとおりとする。

項 目	金 額
入学検定料	10,000円
入学金	50,000円
授業料	600,000円
教材・実習費	86,000円
施設・設備費	12,000円
合計	758,000円

2. 授業料は定められた期日までに納付するものとする。

(返還)

第19条 納付金納入後に学生に入学辞退または退学が生じた場合、学生納付金返還規定に定めるところによる。

第8章 賞 罰

(ほう賞)

第20条 校長は教育上必要があると認めた生徒をほう賞することができる。

(懲戒)

第21条 校長は教育上必要があると認めた生徒に懲戒を行うことがある。

2. 次の各号の一に該当する者には、退学を命ずることができる。

- (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者。
- (2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者。
- (3) 正当な理由が無くて、出席が常でない者。
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。

(奨学金)

第22条 本校に奨学金制度を設ける。

2. 奨学金制度に関する規定は、別に定めるところによる。

第9章 附 帯 教 育

(附帯事業)

第23条 本校の附帯事業（別科）は、次のとおりとする。

学 科	昼夜区分	期 間	総定員
日本語 別科	昼間 一部 二部	3ヶ月	60名

2. 別科の始業及び終業の時刻は原則として、昼間一部は午前9時30分から午後12時30分、昼間二部は午後1時30分から午後4時30分までとする。

3. 授業日時及び入学科、授業料等は校長が定める。

第10章 雑 則

(雑 則)

第24条 この学則の実施に関し必要な細則は、校長が定める。

(健康診断)

第25条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

附 則

この学則は昭和64年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成3年10月30日から施行し、平成4年度入学生から適用する。

附 則

この学則は平成5年10月1日から施行し、平成6年度入学生から適用する。

附 則

この学則は平成31年4月1日から施行し、平成31年度10月期入学生から適用する。

附 則

この学則は令和4年6月1日から施行し、令和4年度10月期入学生から適用する。

附 則

この学則は令和7年4月1日から施行し、令和8年度4月期入学生から適用する。

別表

日本語・日本文化理解1年課程

授業科目	必 選 の 別	年間授業数	週授業時間数(J1)	週授業時間数(J2)
総合日本語	必修	456	12	12
漢字・語彙	必修	95	3	2
読む	必修	19	1	0
聞く	必修	38	1	1
話す（やりとり）	必修	38	0	2
書く	必修	76	2	2
特別活動	必修	38	1	1
年間授業日数			190日	
行事	必修	40	10日	
年 間 日 数			200日	

就職準備のための日本語 1 年課程

授業科目	必 選 の 別	年間授業数	週授業時間数(J3)	週授業時間数(J4)
総合日本語	必修	190	5	5
漢字・語彙	必修	76	2	2
読む	必修	171	4	5
聞く	必修	38	1	1
書く	必修	38	2	0
特別活動	必修	38	1	1
プレゼンテーション	必修	133	3	4
キャリアプラン	必修	76	2	2
年間授業日数			190日	
行事	必修	40	10日	
年 間 日 数			200日	